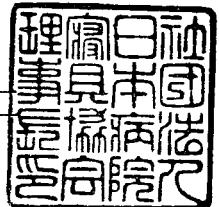


平成 17 年 9 月 14 日

厚生労働省医政局
経済課長 殿

社団法人 日本病院寝具協会
理事長 安道 光二



寝具類に関する消毒方法に「オゾンガスによる消毒」を追加していただきたく要望する件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素から当協会の運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、現在、寝具類に関する消毒方法につきましては、平成 5 年 2 月 15 日付 指第 14 号 厚生省健康政策局指導課長通知（平成 11 年 5 月 10 日付 経第 37 号で改正）の別添 2（病毒感染の危険のある寝具類に関する消毒方法）が定められており、寝具類、リネン類のガスによる消毒方法として、酸化エチレンガス及びホルムアルデヒドガスによる消毒となっているところであります。

一方、昨年、当協会の寝具研究委員会において「寝具類の消毒に関するガイドライン」の小冊子を作成した際、多くの会員から「寝具類の消毒作業に従事する作業員の人体への影響及び環境問題等に配慮した新しい消毒方法」の追加要望がございました。

そこで、上記の問題も考慮し、更に経済的かつ有効性の高い消毒方法としてオゾンガスによる消毒方法の研究をいたしてまいりました。

つきましては、寝具類に関する消毒方法のガスによる消毒方法に「オゾンガス消毒」の方法を選択肢の一つとして追加していただきたく、要望いたします。

敬具

全協文書第 B06229500095 号

平成 18 年 7 月 28 日

厚生労働省医政局経済課
医療関連サービス室
室長 藤田 浩二 殿

社団法人 全国ビルメンテナンス協会
会長 狩野



医療法施行規則に関する要望

平素より、当協会の事業運営に関し、ひとかたならぬご指導、ご鞭撻を賜り深く感謝申し上げます。

さて、良質な医療を適切に提供するための医療供給体制改革の一歩として、平成4年に改正されました医療法では、病院等において医療に著しい影響を及ぼす業務を外部に委託する際は、業務を適正に行う能力のある者として、厚生省令で定める基準に適合するものに委託しなければならないと定められ、平成5年の医療法施行規則の改正により具体的な委託基準が定められました。

弊会は、同改正法により委託基準が定められた業務の一つである、院内清掃業務を受託する事業者団体として、それぞれの事業者が委託基準に適合するよう、事業者や従事者の資質の向上を目的とし、貴課及び学識者のご指導、ご協力をいただき、病院清掃受託責任者講習をはじめとするさまざまな事業を実施して参りました。

ところで、医療法施行規則で委託基準が定められてから既に10余年が経過し、現在の委託基準では、今日の清掃業務の実態にそぐわない状況も生じております。

つきましては、下記事項についてご検討頂き、是非とも実現していただきたい要望申し上げます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 医療法施行規則第9条の15第3号ロを削除していただきたい

理由： 病院清掃における消毒方法に関しては、厚生労働省医政局指導課長通知「医療施設における院内感染の防止について」(医政指発第0201004号 平成17年2月1日)において次のように示されております。

「近年の知見によると、消毒薬の噴霧、散布、薰(くん)蒸や紫外線照射など

は効果が不確実であるだけでなく、作業者への危険性もあることから、これらの方法については、単に病室等を無菌状態とすることを目的として漫然と実施しないこと。」

また、同通知に添付されている「国、自治体を含めた院内感染対策全体の制度設計に関する緊急特別研究(主任研究者：小林 寛伊・NTT 東日本関東病院名誉院長)」の分担研究報告書「医療施設における院内感染(病院感染)の防止について(分担研究者：大久保 憲・NTT 西日本東海病院外科部長)」においては、環境に対する消毒薬の使用方法について、次のように示されております。

「環境に対する消毒薬の使用方法として、噴霧、散布、薰蒸および照射などは消毒効果が不確実であるばかりか、作業者への有害性及び周辺環境への残留毒性などの観点から行うべきではない。」

加えて、厚生労働省健康局結核感染症課長通知「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き(平成 16 年 1 月 30 日健感発第 0130001 号)」では、汚染した患者環境、大型機器表面などの消毒について「適切な消毒薬を用いて清拭消毒する。」と記されております。

このようなことから、病院清掃における消毒方法としては、現在、清拭法が最も広く採用されており、噴霧器による噴霧法はほとんど行われておりません。

また、清拭法による消毒で主に使用する用具は、タオル、モップ、消毒薬希釈用の計量カップ等のように、消毒用の特殊器材ではなく、一般に清掃でも使用される用具を清掃用のものと区別し、消毒専用として使用しております。

しかるに、医療法施行規則第 9 条の 15 第 3 号ロでは、受託者が有する資機材の一つとして、現在、消毒作業で使用されていない「消毒を行うための噴霧器」が定められており、事業者にとって経済的な負担であるばかりでなく、消毒方法は噴霧法によらなければならないとの誤解を生ずることが懸念されます。

なお、「消毒を行うための噴霧器」が同施行規則から削除されても、清拭法により用いられる消毒用具は、清掃用のものと明確に区別し、適切な使用、管理を行うよう指導いただくことにより問題は生じないものと思料する次第です。

以上